

[事案 2022-68] 損害賠償請求

・令和4年9月22日 裁定終了

<事案の概要>

契約更新に関する説明不十分を理由に、損害賠償を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成8年11月に契約したがん保険について、保険期間は10年間であったが、平成28年の更新では5年間に短縮され、令和3年以降は更新できなかった。しかし、令和3年以降は更新できないことについて説明がなかったため、平成28年の更新以降の既払込保険料相当額を損害賠償してほしい。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1)平成28年の更新にあたり送付した案内文書には、更新後保険期間は5年、更新後保険期間満了日は令和3年と明記されている。
- (2)本契約の約款では、更新後の保険期間満了日の翌日における被保険者の年齢が80歳を超えるときは契約を更新できない旨が定められている。更新後の保険期間満了日の翌日における申立人の年齢は82歳であることから、令和3年の保険期間満了時に更新することはできない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、申立内容等を把握するため、申立人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、契約更新に関する説明不十分は認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。